

○経済産業省告示第三百三十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百五十六号）の施行の日から施行する。

平成十八年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

第二号の次に次の一号を加える。

三 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引であつて、当該売買に係る貨物（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二に掲げる貨物に限る。）の仕向地が北朝鮮であるものの